

第19回厚生科学審議会	参考
医薬品販売制度改正検討部会	
平成17年10月12日	2

## 関係団体による研修事業

1. 全日本薬種商協会 ······ 1頁
2. 全国配置家庭薬協会 ······ 5頁

平成17年10月12日

## 薬種商生涯学習研修会について

### (1) 薬種商生涯学習研修会（薬事講習会）について

1. 薬種商試験合格後の医薬品販売に従事する者の資質と、医薬品の安全性と有効性を確保するための全国統一生涯学習研修会である。

※この薬種商生涯学習研修会の受講は〔義務〕とする。

場 所：各都道府県薬種商（薬業）協会（以下「都道府県協会」と表記する）の指定した場所。

期 間：全薬協研修委員会主導のカリキュラムに添って、全国統一薬事講習会及び総会との同時開催を含む原則年6回とする。

時 間：薬種商生涯学習研修会は1回5時間以上をあてる。

（5時間以上×6回＝30時間以上）

☆実施月及び学習内容は全薬協研修委員会が各都道府県の研修委員長に通知する。

テキスト：「一般用医薬品学概説」 株式会社じほう

編集著者：齋藤 洋 日本大学薬学部教授・東京大学名誉教授

福室 憲治 元東京理科大学薬学部教授

武政 文彦 東和薬局

（合わせて、医師が処方し、調剤薬局で出されている一般的な医療用医薬品の名称及び効能、副作用等も学習する）。

「生理学・病態生理学・医療用医薬品とOTC医薬品との関連性」等

（副作用情報、インフォームドコンセント、薬物相互作用、使用上の注意などについては本教科書に基づいて学習して行く）。

講座名 薬業理論：業界の現状や環境、業務内容、薬業理論等を学ぶ。

薬事関係法規：医薬品を取り扱う上で必要な法律や規則、特に新しく制定された項目など。

病理学・薬理学：医薬品の作用機序を通して薬剤が生体に及ぼす影響や、生理学及び病態生理学を学ぶ。

店頭医薬品商品学：OTC（一般用医薬品）の種類、効能、使用

上の注意、副作用情報及び医者にかかっている患者さんから保健薬や、漢方薬の相談を受けることから、医療用医薬品の作用機序及び副作用等を学び、OTC医薬品との相互作用を検討しながら学習する。

ヘルスケア：ヘルスケアアドバイスができるために、疾病や医薬品、栄養・食事・運動などの知識を得る。

漢方学：漢方医薬の基礎知識、漢方薬の成分、効能、処方、応用を学ぶ。

マナー講座：医薬品販売業者が身につけるべき接客マナーや顧客の心理学を学ぶ。

※理解度を確認する。

（確認試験は薬種商生涯学習研修会の基本方針に則り各プロック又は各都道府県により、講師又はメーカーと相談して作成し実施する）

○但し、全薬協研修委員会で承認を受けてから実施してください。

○希望があれば、全薬協研修委員会から提供いたします。

（各都道府県研修委員長は内容及び受講状況等に関して当該薬務課及び全薬協研修委員会に報告する）

（全薬協研修委員会は、各都道府県の実施状況を厚生労働省へ報告する）

## 2. 目的 A) 資質の向上

- 1) 全国統一の生涯学習研修会
- 2) 1)に対して内容の充実・実践化を図るために「OTCセミナー」を挿入していく。

B) 医療用医薬品の一般用医薬品化の推進（いわゆるスイッチOTC）と指定医薬品の早期解除

C) 国民のセルフメディケーション普及のため機会均等を推進する

D) 介護等、高齢化社会への対応

1) 健康相談及び健康指導

E) 遠隔検診ほかその他の事業の推進

※これらの研修会は永続学習となることから、今後見直しもあり得る。

※各都道府県協会で実施される薬種商生涯学習研修会での講師を明記し、研修会全般における実施概要を全薬協研修委員会へ報告する。

※全薬協研修委員会は各都道府県協会で実施予定及び実施結果を統一的に把握する。実績は厚生労働省へ報告する。

※ 17年度薬種商生涯学習研修会の実施における諸経費は各都道府県毎に予算化が必要です。

## (2) 17年度薬種商生涯学習研修会（薬事講習会）実施要綱

出席実績：出席確認は厳格にする。

（受講結果については当該都道府県薬務課に報告する）

（出席実績や出席表等は都道府県協会で管理する）

受講料：受講料は各都道府県協会対応とする。

（徴収方法は各都道府県協会対応とし、領収証は各都道府県協会から発行する）

特例条項：都道府県により、広範囲で出席困難な会員のため、複数の会場を設営できる。

それも困難な場合、受講内容のビデオを購入し受講ができる。

（ビデオは有料とし、各都道府県協会対応とする）

修了証書：一年をワンクールとし、修了者に対して全薬協会長名で修了証書を授与する。

全薬協で名札（胸章）を作成し、消費者に周知する。

（医薬品販売管理師の所在の明確化）

☆胸章は、全国統一にする。〔着用の義務化〕（有料）

講 師：講師及び講師料は各都道府県協会対応とする。

継 続：次年度以降についての薬種商生涯学習研修会の要項は全薬協研修委員会でとりまとめ、統一要項をもって各都道府県会長及び研修委員長の指導のもとで実施する。

※承継者も受講する。〔義務化〕

(家族、従業員については次ページに記す)

※薬種商生涯学習研修会の受講は毎年受講する義務が生じる。

※受講者の受講状況及び管理は各都道府県の研修委員会が把握し、薬務課へ報告する。

※全薬協として厚生労働省の名義使用は許可されています。各都道府県協会でも各都道府県薬務主管課（部）へ名義使用の申請をして下さい。

(申請に際しての参考資料は、全薬協にあります)。

平成 17 年 10 月 12 日

## 全国配置家庭薬協会の実施する 医薬品販売従事者の研修事業について

### 1. 第1期全国統一研修会・講習会の実施

- 昭和 55 年に「配置家庭薬教本」を新規に発刊し、全国都道府県協議会主催により統一研修会・講習会を実施する。

「配置家庭薬教本」(全国統一テキスト)の内容	
第 I 編 くすりの歴史	
第 II 編 くすりの知識	
第 III 編 生理解剖学	
第 IV 編 病気と症状	
第 V 編 家庭薬各論	
第 VI 編 保健環境衛生	
第 VII 編 薬事法規	

- 昭和 59 年 6 月に「配置家庭薬教本」による年 2 回以上の研修会を制度化して実施する。

### 2. 第2期全国統一研修会・講習会の実施

- 近年医療をとりまく環境の急激な変化により、セルフメディケーションの推進が時代の要請となっている。これに伴い、配置家庭薬に対する国民の期待も一段と高まってきた。しかしながら、薬業3団体からは配置従事者の資質向上に一層努めるよう要望されている。第2期統一講習会はこのような情勢の変化に適確に対応することを第1義とし、併せて薬事法改正の準備をするために実施する。昭和 61 年から年 4 回実施。

期	研修内容	期	研修内容
春	薬理学概論	春	病態論
夏	〃	夏	〃
秋	解剖生理学	秋	家庭薬各論
冬	〃	冬	〃

### 3. 資格認定試験の実施

「医薬品」という生命関連商品を取り扱い、地域保険医療の一翼を担う配置販売従事者は、常に消費者の健康管理の良き相談相手として活動しなければならない。

平成8年6月より改正された薬事法において「薬局開設者又は医薬品の販売業者は医薬品を一般に購入し又は使用する者に対し、医薬品の適正な使用のために必要な情報を提供するよう努めなければならない」とする努力義務規定が加わり、配置従事者の果たす役割は一層重要なものとなった。

全国配置家庭薬協会では、昭和55年度より教育研修要綱を策定し、統一研修テキストにより、各都道府県協議会にて定期的に教育研修を実施、会員の資質向上に努めてきた。

この研修会の中で習得した配置従事者としてのミニマムリクワイアメント(最小限必要な条件・資格)の知識を客観的な評価に基づいて確認を行う資格認定は、効果的な資質向上策の一つであり、配置従事者としての自覚を促し、社会的地位の向上にもつながるものである。

このことが、消費者の医薬品に対する十分な理解を得ることに貢献することであり、医薬品の適正使用の推進に寄与することになるものと思われる。

本制度は平成9年4月1日より適用。現在までに16,524名が合格している。

### 4. 新規配置従事者研修の実施

平成8年に改正された薬事法において「薬局開設者又は医薬品の販売業者は医薬品を一般に購入し又は使用する者に対し、医薬品の適正な使用のために必要な情報を提供するよう努めなければならない」(法第77条)とする努力義務規定が設けられた。

「医薬品」という生命関連商品を取り扱う配置従事者は、従来にも増して資質の向上に努めなければならない。

総合規制改革会議が、医薬品販売の規制緩和の論拠の中で、医薬品の販売に際して、消費者に対し、服薬指導が適切に行われていない現状を指摘していることを真摯に受け止め、配置薬業界としてより一層の資質向上が不可欠であり、新規に配置販売に従事する者に対する研修は、喫緊の重要課題であり、制度化し平成16年4月より実施している。

研修テキストの内容	
基礎知識 (必須科目)	配置薬の歴史 薬事法 医薬品の特性と安全対策 配置販売業の心得 体のしくみと働き くすりの作用
	薬理学 <ul style="list-style-type: none"> <li>○解熱鎮痛薬・かぜ・鎮咳去痰薬</li> <li>○胃腸薬</li> <li>○強心薬</li> <li>眼科用薬</li> <li>鼻炎用薬</li> <li>外皮用薬</li> <li>保健栄養薬</li> <li>○漢方薬</li> <li>保健機能食品・健康食品</li> </ul>

- ・ 研修期間は、全国都道府県協議会の主催により、最低、連續して 3 日間(1 日 7 時間)実施。